

議案第119号

鹿児島県手数料徴収条例の一部を改正する条例制定の件

鹿児島県手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年11月提出

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県手数料徴収条例の一部を改正する条例

鹿児島県手数料徴収条例（平成12年鹿児島県条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1保健福祉部の表5の項の(1)中「6,800円」を「22,000円」に改め、同表27の項を次のように改める。

27 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務	法第15条第2項の規定に基づき保健所又は食肉衛生検査所が行う輸出証明書（農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則（令和財務省2年厚生労働省令第農林水産省1号）第4条第1号に掲げる衛生証明書に限る。）の発行	輸出証明手数料	1通につき900円
--	---	---------	-----------

別表第1土木部の表14の2の2の項の(1)中「第5条の3第1項」を「第5条の13第1項」に、「第5条の6第1項」を「第5条の16第1項」に改め、同項の(1)のア中「第5条の4各号」を「第5条の14各号」に改め、同項の(1)のアの(イ)中「第1条の2第1項第2号」を「第1条の8第1項第2号」に改め、同項の(2)中「第5条の7第1項」を「第5条の17第1項」に改め、同項の(2)のア中「第5条の4各号」を「第5条の14各号」に改める。

別表第1選挙管理委員会事務局の表を次のように改める。

選挙管理委員会事務局

事 務	手数料を徴収する事務	手数料の名称	金 額
1 政治資金規正法（昭和23	(1) 法第19条の16第1項の規定に基づく法第12条第2項	少額領収書等の写しに係る	複写機により複写した用紙1枚につき10円

年法律第194号。以下この項において「法」という。）	の規定により提出すべき領収書等の写しに係る支出以外の支出に係る領収書等の写しに係る写しの交付	写し交付手数料	
の施行に関する事務	(2) 法第20条の2第2項の規定に基づく法第12条第1項若しくは第17条第1項の規定による報告書、法第19条の14の規定による政治資金監査報告書又は法第19条の14の2第4項の規定による確認書の写しの交付	収支報告書等の写し交付手数料	複写機により複写した用紙1枚につき10円
2 政党助成法（平成6年法律第5号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務	法第32条第5項の規定に基づく同条第3項に規定する支部報告書、支部総括文書又は監査意見書の写しの交付	支部報告書等の写し交付手数料	複写機により複写した用紙1枚につき10円
備考 両面印刷とすることは、片面を1枚として金額を算定する。			

附 則

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表第1 土木部の表の改正規定 公布の日
- (2) 別表第1 選挙管理委員会の表の改正規定 令和8年1月1日
- (3) 前2号に掲げる規定以外の規定 令和8年4月1日

2 改正後の鹿児島県手数料徴収条例別表第1 保健福祉部の表27の項の規定は、この条例の施

行の日以後に申請がなされる事務に係る手数料について適用し、同日前に申請がなされた事務に係る手数料については、なお従前の例による。

(提案理由)

マンションの管理の適正化の推進に関する法律等の改正等に伴い、所要の改正をしようとするものである。